

<賃貸住宅入居保証事業にかかる手続きの流れ>

①参画法人は、相談者の状況から賃貸住宅の入居ニーズが高いと判断した場合は、相談者にパンフレットを用いて事業の説明を行う。その際に、必要とする公的証明書類を揃えるよう相談者に伝える。

相談者は、料金着払いの専用封筒を用いて、必要書類を県社協へ送付する。

②県社協（地域福祉課）は、申請内容を確認の上、事業者へ賃貸住宅入居保証事業対象者証明書を交付する。その上で、事業者は相談者と賃貸住宅入居契約を締結する。

③事業者又は保証会社は、家賃債務保証料請求書を県社協へ送付する。

④県社協は、事業者又は保証会社へ保証料を支払い、相談者へ保証料支払証明書を交付する。

⑤事業者又は保証会社は、県社協に領収書を発行する。相談者が退去した場合は、事業者は遅滞なく県社協へ異動報告書を提出する。

⑥相談者が当該物件から退去しようとするときは、県社協へ事前に報告する。

※：複数施設を経営する法人の場合

